すこやか健保

2023 June 6

vol.895

Special issue

少子化対策の財源議論始まるも 50年後の人口は8700万人

「異次元の少子化対策」を掲げた岸田文雄首相の主導のもと、政府は3月末にこども・子育て政策の強化に関する「たたき台」を取りまとめました。これを受けて4月7日、「こども未来戦略会議」（議長・岸田首相）の初会合が開かれました。

「たたき台」には、若い世代の所得増や妊娠・出産時から0～2歳の支援の強化などを掲げました。子育ての経済的支援の強化では、既に出産育児一時金の大幅な引き上げが行われていますが、2024年度から実施される出産費用の見える化の効果を検証した上で、出産費用の保険適用の検討を行う方針が示されました。また、児童手当の所得制限撤廃や支給期間の延長なども盛り込まれており、児童手当の具体的内容は、今後、財源の議論と併せて検討し、政府が6月に策定する「骨太の方針2023」までに結論を得るとしています。戦略会議では、「骨太の方針2023」に向けて、対策項目の具体化や裏付けとなる安定財源の確保に向けた検討に入ります。

そうした最中、国立社会保障・人口問題研究所は4月26日、「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の結果を公表しました。推計では2020年の総人口1億2615万人が50年後の70年には8700万人（69・0％）まで減少し、他方で65歳以上人口の割合が同28・6％から同38・7％に上昇するというもので、少子高齢化がもたらす厳しい現実が改めて突き付けられました。

50年先といえども、人口減少は今後のわが国の経済・社会の仕組みや社会保障制度に大きな影響を与えます。翌4月27日の戦略会議では、こども・子育て政策に必要な財源の議論が行われました。有識者からは「世代を問わず、能力に応じて負担する仕組みとすべき」、「社会で広く薄く負担すべき」などの意見が出る一方で、「中期的には税も含めて検討すべき」との意見も出るなど、今後の議論が注目されます。

知っておきたい！ 健保のコト VOL.49

任意継続被保険者制度とは

任意継続被保険者制度（以下、任継制度）は、被保険者資格喪失日の前日までに継続して2カ月以上の被保険者期間のある方が、申請をすることで資格喪失後も引き続き一定期間、元の保険者に加入し続けることが可能となる制度です。ただし資格喪失日から20日以内に申請しなければなりません。

任継制度のメリットは、健保組合が行っている付加給付や人間ドック等の保健事業の補助が受けられることです。ただし、傷病手当金や出産手当金は受けられません。一方、保険料の事業主負担がなくなるため、保険料は概ね倍になります。

任継資格の喪失要件は、①任継資格を取得してから2年経過したとき、②2年経過前に任継被保険者でなくなることを希望したとき、③被保険者が死亡したとき、④75歳以上となり後期高齢者医療制度の被保険者となったとき、⑤保険料を納付期日までに納めなかったとき、⑥就職して他の適用事業所で健康保険等の被保険者となったとき――です。

退職時に任継制度を選択するのか国保に加入するのかは、保険料のこともあり気になるところです。両者の保険料の算定方法は大きく異なりますので、お住まいの市町村の国保の窓口や加入している健保組合に確認してから決めるのが良いでしょう。

健康保険組合連合会 〒107-0052 東京都港区赤坂8-5-26（住友不動産青山ビル西館内）電話（03）3403-0939 2023年6月1日発行 https://www.kenporen.com/